



平成25年1月31日  
内閣府（防災担当）

## 「広域的な火山防災対策に係る検討会」（第4回） 議事概要について

### 1. 検討会の概要

日時：平成24年12月27日（木）10:00～12:30

場所：中央合同庁舎第5号館3階 内閣府防災A会議室

出席者：藤井座長、池谷、石原、岩田、熊川、小室、鈴木、田中、藤林、山崎各委員、  
福永課長（鹿児島県）、木口屋主幹（鹿児島市） 他

### 2. 議事概要

大規模火山災害発生時に想定される課題と具体的な対応策について、特に、現地対策本部・合同会議・火山専門家、避難手段、火山の監視観測・調査研究体制を中心にご議論いただいた。主な意見等は以下のとおり。

（主な意見）

- 災害時要援護者等を事前に避難させることが困難な地域では、地元の事業者や市町村と事前に協定を締結しておく等の対応が必要である。
- 低頻度の大規模火山災害発生時には、一義的に市町村が防災対応に当たるとする災害対策基本法の考え方に拘泥するのではなく、都道府県や国も積極的に災害対応に関わるべきである。
- 噴火時における地方公共団体の災害対策本部の対応を検討するにあたり、国の非常災害現地対策本部が設置された場合の連携の仕方についても検討しておく必要がある。
- 大規模火山災害発生時には、市町村長のみの判断で、多大な責任を伴う避難指示等の発令を行う事は困難であり、都道府県や国が積極的に関与し、合同会議の体制の中で対応していく必要がある。
- 噴火時において、火山専門家が責任を持って業務に携わるためには、噴火時における防災体制の中で、火山専門家を法的な位置付けのある立場にする必要がある。
- 合同会議の法的根拠が無い現状においては、各火山において合同会議としての役割を果たす火山防災協議会の設置を進める必要がある。
- 提言には、現行の法制度における課題を整理したうえで、法制度の在り方も含めて火山防災対策を議論する場の必要性を明記すべきである。
- 火山災害の発生直後から火山専門家が現地に入って業務に携われるように、国から大学に通達・指示を出す等の対応についても検討する必要がある。
- 火山災害からの最適な避難方法は各火山地域の特性に依存することを考慮し、国の技術的な支援を受けながら、車避難なども含め各地域で最適な避難方法を検討すべきである。

- 全ての火山災害発生時に合同会議の体制がとられるわけではなく、災害の規模により、火山防災協議会の枠組みで対応できる場合と、市町村や都道府県だけでは対応が難しく、国も含めた合同会議の体制で対応しなければならない場合がある。
- 大規模火山災害対策への提言に当たり、まず、法制度の在り方も含め本来あるべき姿を明記した上で、次に、現行の法制度の枠組みにおいて実現可能な合同会議等の開催等について提言すべきである。
- ホームドクターの育成を進めるべき事や、地震と比較して遅れている火山の観測監視・調査研究体制の充実等、制度化を図らなければ解決が見込めない問題点について、提言に記載すべきである。
- 火山災害においては、今後の動向に注目が集まるため、適切な情報がメディアに共有されなければ住民の不安や不信に繋がることから、情報提供・情報発信の在り方は重要な検討課題である。
- 火山災害発生時には、ソーシャルネットワーキングサービスからの情報の氾濫への対策として、合同会議からの責任のある情報発信が必要である。
- 常時観測火山に火山防災協議会を設置するための工夫を考える必要がある。
- 火山専門家の育成は重要な課題であり、火山の研究に携わる学生が減少している現状を踏まえ、火山研究の魅力をアピールする取組が必要である。
- 各火山に火山防災協議会を設置していくにあたり、国の平常時からの支援が必要であり、火山防災協議会の必要性を伝えるための分かりやすい仕組みが必要である。
- 火山災害の場合、避難が長期化する可能性がある事を住民に理解してもらい、避難の長期化に特有の課題を事前に解決し、避難を円滑に行う工夫が必要である。
- 大規模火山災害においては、緊急時の避難オペレーションについては、市町村や都道府県がその地域特性を考えて行うべきであり、一方で、国は、被災者生活支援法や災害救助法が対応していない生活保障の問題に対応していくべきである。
- 大規模火山災害への対策について検討すべき課題はまだ残っており、今後、中央防災会議の専門調査会等において引き続き検討する必要があることを提言すべきである。
- 地方公共団体等における防災対応のトリガーとなる噴火警報を発表する立場の気象庁は、噴火警報の発表及び噴火警戒レベルの引き上げについて、判断能力を高めていく責務がある。
- 噴火予知の精度を向上させていくために、人材育成の問題も含めて検討する必要がある。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（調査・企画担当）付

参事官補佐 河内 清高

主 査 新原 俊樹

電話：03-3501-5693